

令和元年度

静岡市両河内財産区会計
歳入歳出決算審査意見書

静岡市監査委員

02 静 監 第 752 号
令和 2 年 9 月 3 日

静岡市両河内財産区管理者
静岡市長 田辺 信宏 様

静岡市監査委員 村 松 眞
同 白 鳥 三和子
同 山 根 田鶴子
同 山 本 彰 彦

令和元年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定により、令和元年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算及び関係書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

- (1) 令和元年度 静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度 静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 令和元年度 実質収支に関する調書
- (4) 令和元年度 財産に関する調書

2 審査の期間

令和 2 年 6 月 15 日から令和 2 年 9 月 2 日まで

3 審査の方法

静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算書及び附属書類について、会計管理者及び財産区所管の諸帳簿と照合し、計数の確認を行ったほか、予算の執行状況について資料の提出を求め、これを審査した。

4 審査の結果

静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算書等は、関係書類と符合し、計数は正確であると認められた。また、予算の執行についてもおおむね適正であると認められた。

5 決算の概要

歳入

(単位 千円・比率 %)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	執行率	収入率	不納欠損額	収入未済額
令和元年度	962	869	869	90.4	100.0	—	—
平成30年度	856	780	780	91.2	100.0	—	—
比較増減	106	88	88	△0.8	0.0	—	—
増 減 率	12.4	11.3	11.3	—	—	—	—

歳出

(単位 千円・比率 %)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	翌年度繰越額	不 用 額	歳入歳出差引額
令和元年度	962	807	83.9	—	154	62
平成30年度	856	749	87.5	—	106	31
比較増減	106	58	△3.6	—	47	30
増 減 率	12.4	7.7	—	—	45.0	97.0

- (1) 収入済額は86万円で、予算現額に対する執行率は90.4%となっていた。収入済額の主なものは繰入金である。
- (2) 支出済額は80万円で、予算現額に対する執行率は83.9%となっていた。支出済額の主なものは総務費及び議会費である。

6 決算収支の状況

(単位 千円)

区 分	令和元年度	平成 30 年度	比較増減
A 歳入決算額	869	780	88
B 歳出決算額	807	749	58
C 形式収支 (A - B)	62	31	30
D 翌年度へ繰り越すべき財源	—	—	—
E 実質収支 (C - D)	62	31	30

7 財産に関する調書

(1) 公有財産の状況は、次のとおりである。

土地

(単位 m²)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
山 林	1,702,687.00	—	1,702,687.00

山林

(単位 面積 m²・蓄積量 m³)

土 地 の 権 利 の 区 分	土地面積	立木の推定蓄積量		
	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
所 有	1,702,687.00	19,113.00	182.00	19,295.00
直 営	858,585.00	8,740.00	83.00	8,823.00
分 収	844,102.00	10,373.00	99.00	10,472.00

立木の推定蓄積量は、前年度に比べて182 m³増加していた。これは、発育による自然増によるものである。

(2) 出資による権利は、次のとおりである。

清水森林組合出資金		(単位 千円)	
区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
出 資 金	400	—	400

(3) 基金の保有状況は、次のとおりである。

両河内財産区基金		(単位 千円)	
区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現 金	75,219	△834	74,385

基金の決算年度末現在高は、前年度に比べて 83 万円減少していた。これは、基金の取崩しによるものである。

(注) 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。

(1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。

(2) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。

(3) 差額等の数値が0のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。

(4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「—」で表示した。

(5) 減数又は負数は、「△」で表示した。